

協会だより

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-5-7 高砂建物ビル 3F <http://saitama-sanpai.or.jp/>



一般社団法人
埼玉県環境産業振興協会
Saitama Industrial Waste Management Association

■第9回定時総会のお知らせ

当協会の第9回定時総会を次のとおり開催します。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、昨年度と同様に会場内での「密」を避けるため、御出席は一人一人に限定させていただきます。なお総会終了後の懇親会を実施するかどうかについては総会の通知で別途お知らせする予定です。

【日時】令和3年6月3日（木）15:00～

【場所】ロイヤルパインズホテル浦和 4階 ロイヤルクラウンA

■協会事務所移転のお知らせ

協会の現事務所のビルが耐震性の問題から取り壊しとなるため、協会事務所が移転となります。併せて同日から電話番号及びFAX番号も変更となります。マニフェスト頒布業務や各種お問合せなどで会員の皆様には御不便をお掛けしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【移転日】令和3年4月19日（月）

【移転先】〒330-0052 さいたま市浦和区本太2丁目9番24号神野ビル1階

【電話等】**【電話】048-711-1014** **【FAX】048-711-7708**（※）

※マニフェスト購入申込時にFAX番号をお間違えないようにお願いします。

■「プラ資源循環促進法」の公布について

「プラ資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）」（案）が、令和3年3月9日に閣議決定されました。概要は以下のとおりです。

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため容り法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
 - ・主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。
 - ・主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。
- 排出事業者等が再資源化計画を作成する。
 - ・主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

■押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令について

令和2年環境省令第31号が令和2年12月28日から施行され、廃棄物処理法施行規則の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印が不要となりました。

■連合会が発行するマニフェスト（産業廃棄物管理票）の様式の変更について

令和2年環境省令第31号により産業廃棄物管理票（施行規則の様式第二号の十五）は「受領印」を「受領欄」と修正し㊦のマークが削除されました。本改正への対応のため、連合会の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式が変更されました。

また、本変更之际連合会が独自に設けていた交付担当者欄の㊦の印字も廃止されました。

なお、省令改正の後も、附則により旧様式も当分の間、これを取り繕って使用できます。

■優良認定基準の改正等について

令和2年2月25日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）が公布され、優良認定基準の見直しがありました。

これを受け埼玉県では更新許可申請書（優良認定に係る部分）の改正を行い令和3年1月に公表しました。詳しくは、県産業廃棄物指導課審査担当（048-830-3125）に、確認してください。

■令和3年度許可講習会開催予定（埼玉分）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、JWセンターは昨年度に引き続き、受講者は各自オンラインで受講し修了試験のみを会場で受験する二段階方式で実施するとのことです。

お申し込みはすべて同センターのホームページからインターネットによるもののみとなり協会による受付はできません。

埼玉会場の修了試験の日程は右表のとおり。

＜埼玉県内の講習会の試験日程＞			
※ 試験会場は、すべて「さいたま共済会館（6F 大ホール）」です。			
【新規講習会（収集運搬）】			
試験日時	講習会（課程）		定員
2021年10月20日(水) 13:30	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年10月21日(木) 9:50	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年12月 8日(水) 9:50	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年10月 9日(木) 9:50	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 1月18日(火) 13:30	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 1月19日(水) 9:50	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 2月 2日(水) 9:50	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 2月 3日(木) 9:50	産業廃棄物の収集・運搬課程		55
【新規講習会（処分*）】 ※ 収集運搬課程の同時受講を含む。			
試験日時	講習会（課程）		定員
2021年8月31日(火) 9:50	産業廃棄物の処分課程＋収集・運搬課程		55
2021年 9月1日(水) 9:50	産業廃棄物の処分課程＋収集・運搬課程		55
【更新講習会（収集運搬）】			
試験日時	講習会（課程）		定員
2021年 8月31日(火) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年 9月 2日(木) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年10月 6日(水) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年10月 7日(木) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年10月19日(火) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年10月21日(木) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年12月 8日(水) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2021年12月 9日(木) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 1月18日(火) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 1月20日(木) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 3月 9日(水) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 3月10日(木) 13:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
【更新講習会（処分*）】 ※ 収集運搬課程の同時受講を含む。			
試験日時	講習会（課程）		定員
2021年10月 6日(水) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程＋収集・運搬課程		55
2021年10月 7日(木) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程＋収集・運搬課程		55
【特別管理責任者講習会】			
試験日時	講習会（課程）		定員
2021年 9月 1日(水) 13:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2021年 9月 2日(木) 13:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2021年10月19日(火) 13:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2021年10月20日(水) 9:50	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2022年 1月19日(水) 13:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2022年 1月20日(木) 9:50	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2022年 2月 2日(水) 13:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2022年 2月 3日(木) 13:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		55
2022年 3月 9日(水) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55
2022年 3月10日(木) 9:50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程		55

■石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等

特定のメーカーから販売されたバスマット、コースター等の珪藻土製品中に、基準を超える石綿が含まれているもの（以下「石綿含有珪藻土バスマット等」という。）があることが判明しています。

石綿含有珪藻土バスマット等を廃棄物として処理する際、石綿含有珪藻土バスマット等を破碎、切断等する場合その他労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある場合には、石綿障害予防規則に基づく湿潤化や呼吸用保護具の使用といった措置を行う必要があります。

廃棄物処理法施行令第6条に規定する石綿含有産業廃棄物の処理基準、平成18年廃棄物処理法等施行令改正施行通知、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」を参照の上、廃棄物処理に従事する労働者を含む人の健康又は生活環境に係る被害が発生するおそれが生じないように処理する必要があります。

■「産業廃棄物処理業の許可事務について（通知）」に係るQ & A集の改訂

平成31年3月26日付けの産廃第1424-2号の通知により「製品等について、機械的な施設を用いることにより、その一部が分離される工程を中間処理として位置づける」とされ、令和元年8月15日付けでQ & A集が示されました。このQ & A集が令和3年2月9日付けで改訂され次の2つのQ & Aが追記されました。詳しくは県産業廃棄物指導課審査担当（048-830-3125）まで。

Q7 廃食品の入った缶詰や廃飲料の入ったペットボトルを受け入れ、機械的な施設を用いて容器ごと潰し、廃食品又は廃飲料とその容器とを選り分ける工程について、当該取扱いは適用されるのか。（令和3年2月9日追加）

A7 条件付きで適用されます。廃食品の入った缶詰や廃飲料の入ったペットボトルは、当該取扱いの「製品等」に該当しますが、廃食品又は廃飲料（以下「廃食品」と総称します。）とその容器とを分離する工程に本取扱いを適用するのは、その処分業者が分離した廃食品を適切に処理する施設（焼却施設等）を有している場合に限りです。

廃食品（産業廃棄物の種類として「汚泥」又は「廃酸」等に該当。）の処分を業として行おうとする者は、法施行規則第10条の5第1号イの規定により、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じて、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有している必要があります。廃食品の処分に適する施設としては、焼却施設、乾燥施設及び発酵施設が挙げられます。廃食品について単に機械を用いて容器から分離する施設を有しているだけでは、その処分に適した処理施設を有しているとみなすことはできません。

また、廃食品は腐敗しやすく悪臭を発生させるおそれがあり、容器から分離した後、時間を掛けずに次の処理を行う必要があります。その意味でも、廃食品とその容器とに分離する工程に本取扱いを適用するのは、その処分業者が廃食品を速やかに処理できる施設（焼却施設等）を有している場合に限りです。

なお、本取扱いが適用された場合、分離後の廃食品（焼却等を行う前のもの）を飼料等として中間処分業者が売却又は処理委託することも可能となりますが、本取扱いの趣旨は、処分業者が廃食品を中間処理産業廃棄物としてまとめて取り扱うことにより、リサイクル率の向上を図ることにあります。その点に御留意の上、事業計画を御検討ください。

Q8 機械的な施設を用いて廃スプレー缶に穴を開け、スプレー缶とその残存内容物とを選り分ける工程について、当該取扱いは適用されるのか。(令和3年2月9日追加)

A8 廃スプレー缶に穴を開け、スプレー缶とその残存内容物(廃酸等)とに分離する作業を機械的な施設(穴開け機)を用いて行ったとしても本取扱いは適用されません。本県では本工程を中間処分量の範囲ではなく収集運搬業(積替え保管を含む。)の範囲とみなしています。本取扱いの「機械的な施設」とは、中間処理施設とみなすことができる切断施設や圧縮施設等に限られ、穴を開けるだけの機械(穴開け機)は含まれません。

なお、前述の分離作業後、そのスプレー缶(金属製)を圧縮処理等する場合は、スプレー缶の穴開けを圧縮処理等の前処理とみなし、その処理全体を金属くずの圧縮処理等として中間処分量の範囲とすることができます。

同様に、廃スプレー缶の残存内容物(廃酸)について、分離作業後に中和処理等する場合は、スプレー缶の穴開けを中和処理等の前処理とみなし、その処理全体を廃酸の中和処理等として中間処分量の範囲とすることができます。

■新型コロナウイルスワクチン接種に伴う廃棄物の処理について

連合会から「集団接種の行為により発生する廃棄物の扱いについて」環境省に照会したところ、以下の回答がなされたとのことです(令和3年2月12日)。

Q 医療関係機関等以外の場所での集団接種(学校の体育館、公民館、地区センター等における接種)が行われた場合、当該集団接種の行為により発生する廃棄物は感染性産業廃棄物に該当しますか?

A 医療機関以外の集団接種のための場所(以下「集団接種会場」という。)について、新たに診療所として開設する場合(※)には、当該集団接種会場は廃棄物処理法における診療所に該当し、当該集団接種会場において生じる廃棄物は感染性廃棄物に該当することが考えられます。

既存の医療機関が集団接種会場において巡回健診等として実施する場合は、診療所開設の手続きは要しませんが、当該集団接種会場を診療所に相当する場所とみなすことや、医療機関等によって回収され医療機関等から排出されること等によって、感染性廃棄物として処理されることが望ましいです。

詳細は追って通知いたしますので、そちらを踏まえつつ個別の事情に応じて都道府県産廃部局の指導にしたがってください。

(※)巡回健診等によらない場合、市町村が新たに一時的に開設する場合等 ※以上、原文ママ

【主な協会行事予定(4月~6月)】

- 4/15(木) 第1回理事会(WEB方式)
- 4/18(日) 引越し
- 4/19(月) 新事務所稼働
- 5/13(木) 第2回理事会(WEB方式)
- 6/3(木) 第9回定時総会
- 6/17(木) 第1回常任理事会(WEB方式)
- 6/18(金) 全産連第11回定時総会

【編集後記】

3月21日(日)に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されましたが、いわゆるリバウンドが懸念されています。

ワクチンの接種が進むなどして1日でも早く安心・安全な社会に戻ることを祈念してやみません。